

## 後期日程

平成 29 年度入学試験問題（後期日程）

# 小論文

教育学部  
学校教育課程  
小中連携教育コース

### — 解答上の注意事項 —

- 1 「解答始め」の合図があるまで問題を見てはならない。
- 2 問題冊子のほかに解答紙 1 枚と下書き用紙 1 枚がある。
- 3 解答は横書きとする。
- 4 解答紙を提出すること。
- 5 問題冊子と下書き用紙は持ち帰ること。

現在、学習指導要領の改訂に向けて、課題の発見・解決をめざす主体的・協働的な学びであるアクティブ・ラーニングが新たに重要な鍵概念となっています。平成26年11月20日付の文部科学省の「初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について（諮問）」には、「何を教えるか」という知識の質や量の改善はもちろんのこと、「どのように学ぶか」という、学びの質や深まりを重視することが必要であり、課題の発見と解決に向けて主体的・協働的に学ぶ学習（いわゆる“アクティブ・ラーニング”）や、そのための指導の方法等を充実させていく必要があります。」と記載されており、アクティブ・ラーニングの必要性が提唱されています。

アクティブ・ラーニングは、

教員による一方向的な講義形式の教育とは異なり、学修者の能動的な学修への参加を取り入れた教授・学習法の総称。学修者が能動的に学修することによって、認知的、倫理的、社会的能力、教養、知識、経験を含めた汎用的能力の育成を図る。発見学習、問題解決学習、体験学習、調査学習等が含まれるが、教室内でのグループ・ディスカッション、ディベート、グループ・ワーク等も有効なアクティブ・ラーニングの方法である。（中央教育審議会『新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて～生涯学び続け、主体的に考える力を育成する大学へ～（答申）』用語集、2012年、37頁）

と定義されます。

この定義は児童生徒の能動的な学習を勧めています。教員による講義形式の教育が否定されているわけではありません。例えば、溝上慎一氏は「アクティブラーニングが積極的に推進される場合でも、授業のなかから講義パートが<sup>なげ</sup>蔑ろにされることは、考えられないことである（略）。学習目標によっては、講義パートが時間的により長い割合を占める授業だってあっていい。・・・（略）・・・単に教員の話をおぼろげと聴くのではなく、これまでの知識や経験と<sup>あ</sup>すり合わせて、新しい知識を位置づけたり、思考したり、感動したり、疑問を憶えたりする、そのように聴く姿を求めたい。」と述べています。（溝上慎一『アクティブラーニングと教授学習パラダイムの転換』東信堂、2014年、12-13頁）

これからの教育では、教員が教える知識の質や量を改善し、それを踏まえつつ、児童生徒が自主的に学習の質を高め、深めていくことが求められることになります。

以上の文章を基にして、以下の2つの問いに、合わせて800字以内で答えなさい。

- 問1 上の文章を読んで、あなたはアクティブ・ラーニングをどのような学習法だと考えますか。溝上氏の見解にも着目しながら、あなたのアクティブ・ラーニングの捉え方を述べなさい。
- 問2 あなたが小・中学校の教員になったら、どのようなアクティブ・ラーニング型の授業を実施したいですか。表1・2の教育課程における教科またはそれ以外の領域のうち、1つを選び、あなたが考える授業を具体的に述べなさい。その際、選択した小学校ないしは中学校の教科またはそれ以外の領域を明記しなさい。

表1 小学校における教育課程

学年 領域		1年	2年	3年	4年	5年	6年
教科	国語	○	○	○	○	○	○
	社会			○	○	○	○
	算数	○	○	○	○	○	○
	理科			○	○	○	○
	生活	○	○				
	音楽	○	○	○	○	○	○
	図画工作	○	○	○	○	○	○
	家庭					○	○
	体育	○	○	○	○	○	○
道徳		○	○	○	○	○	○
外国語活動						○	○
総合的な学習の時間				○	○	○	○
特別活動		○	○	○	○	○	○

注) 「○」は授業がある学年。

(出典：文部科学省『小学校学習指導要領』、東京書籍、2008年、10頁、「別表第一（第五十一条関係）」を一部改変)

表2 中学校における教育課程

学年 領域		1年	2年	3年
教科	国語	○	○	○
	社会	○	○	○
	数学	○	○	○
	理科	○	○	○
	音楽	○	○	○
	美術	○	○	○
	保健体育	○	○	○
	技術・家庭	○	○	○
外国語		○	○	○
道徳		○	○	○
総合的な学習の時間		○	○	○
特別活動		○	○	○

注) 「○」は授業がある学年。

(出典：文部科学省『中学校学習指導要領』、東山書房、2008年、12頁、「別表第二（第七十三条関係）」を一部改変)